

平成18年9月22日(4)

開議 10時22分

○議長 秋成茂信君

皆さん、おはようございます。只今の出席議員は14名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 議案第53号から日程第25 議案第77号までを一括議題といたします。各委員長から付託案件に対する審査の経過並びに結果のご報告を、お願いします。

はじめに、文教厚生委員長。

○5番 村田喜代子君

皆様、おはようございます。文教厚生委員会に付託されました10件の議案の報告をさせていただきます。

全員参加の中で、議案第54号 全員にて可決。55号、56号と全員にて可決。

57号は2対2において委員長採決で可決いたしました。

61号、62号、63号、64号は全員で可決でございます。

議案第68号は、3対1で可決。69号も可決でございます。以上です。

○議長 秋成茂信君

次に、産業建設委員長。

○4番 爪丸裕和君

おはようございます。産業建設委員会に付託されました8議案について、審査をいたしました経過並びに結果について、ご報告をいたします。

議案第58号 豊前市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、中身につきましては、近隣の自治体との料金を合わせるといったようなものでありますが、住民の生活を苦しめるというか、生活に対しましての負担増というような意見が多く出まして、10月1日からの施行というのは、まだ早すぎる。慎重に議論をするべきではないかという意見が多数でありまして、結果といたしまして継続審査となりました。

議案第59号 豊前市道路線の認定・廃止及び変更について、認定路線16路線、廃止2路線、変更13路線で審査の結果、全会一致で可決であります。

議案第63号 平成18年度豊前市一般会計補正予算、中身につきましては、主なものは、電源地域産業育成支援事業に785万5000円、他に災害復旧費などであります。審査の結果は、全会一致で可決であります。

議案第66号 平成18年度豊前市水道事業会計補正予算、1891万7000円の補正額で、これも審査の結果は、全会一致で可決であります。

議案第71号 平成17年度豊前市農業集落排水施設事業特別会計歳入歳出の決算の認定について、3340万6901円、審査の結果は、全会一致で認定であります。

議案第72号 平成17年度豊前市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて、歳入7億9423万545円、歳出額7億7926万249円、審査の結果は、全会一致で認定であります。

議案第76号 平成17年度豊前市水道事業会計歳入歳出決算の認定について、単年度といたしまして、一般会計から8501万2000円が繰入れられ、他会計からの借入計が1億8688万503円という結果になっております。水道事業におきます執行部の更なる努力に期待するという意見が出ましたが、審査の結果は全会一致で認定であります。

議案第77号 平成17年度豊前市東部地区工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について、これも一般会計から489万7000円が繰入れられております。

主に、これはフレゼニウスの工業用水の提供でございますが、当初の見込からフレゼニウスが、現在、使われている水量が不足しているとの報告であります。今後の見通しとすれば、おそらく日に700トン程度になるのではないだろうかという執行部からの説明でございました。収入895万4055円、支出額879万4953円でございます。

審査の結果は、全会一致で認定でございます。

以上、産業建設委員会からの報告といたします。

○議長 秋成茂信君

次に、総務委員長。

○11番 山本章一郎君

総務委員会は、昨日、全委員出席の中、審査いたしました。議案の順番に沿って審査の内容、結果をご報告いたします。

議案第53号は、豊前市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償などに関する条例の改正であります。審査の結果、全会一致で可決いたしました。

議案第60号は、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び消防団員等公務災害補償組合規約の変更についてであります。

審査の結果は、全会一致で可決いたしました。

議案第63号は、平成18年度一般会計の補正予算であります。歳入歳出それぞれ2億525万円を追加するものであります。歳出の主なものは、庁舎のアスベスト除去、2600万円、FMラジオの広告料180万円などであります。審査の結果は、全会一致で可決いたしました。

議案第65号は、平成18年度豊前市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ42万8000円を追加するもので、審査の結果は、全会一致で可決いたしました。

議案第70号は、平成17年度豊前市住宅新築資金等貸付事業特別会計の歳入歳出決算の認定についてであります。歳入1983万8000円、歳出3395万5000円、実質収支差引額はマイナス1411万7000円であります。審査の結果は、全会一致で認定すべきと可決いたしました。

議案第73号は、平成17年度の豊前市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入歳出決算額は、ともに0円であります。審査の結果は、全会一致で可決いたしました。

議案第74号は、平成17年度豊前市営駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入1050万1000円、歳出809万8000円であります。差引き240万8000円の黒字であります。審査の結果は全会一致で可決いたしました。

最後に、議案第75号は、平成17年度の豊前市バス事業特別会計の歳入歳出決算の認定についてであります。歳入歳出ともに3077万9000円であります。この中に一般会計より1313万1932円の繰入れがあります。

審査の結果は、全会一致で可決いたしました。以上、報告を終わります。

○議長 秋成茂信君

次に、決算特別委員長。

○10番 神崎光昭君

議案第67号 平成17年度豊前市一般会計歳入歳出決算の認定について、審査の経過と結果について報告いたします。

9月13日、14日の2日間、委員会を開催し、まず、決算の概要状況について財務課長、それから、監査委員から決算の審査報告を求め、歳入については財務課長より、歳出については、各款別に所管所属長の説明を求め慎重に審議した結果、全会一致で認定することに決しました。以上です。

○議長 秋成茂信君

以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑の方はありますか。古川議員。

○3番 古川哲也君

文教厚生委員長にお伺いいたします。議案第57号 豊前市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。2対2で委員長採決での可決という説明でありましたが、反対意見としてどのような意見があったかを、ご説明願いたいと思います。

○議長 秋成茂信君

村田議員。

○5番 村田喜代子君

国民健康保険の負担が、10分の2から10分の3に負担増があるということに関しての反対意見でございました。出産費30万円から35万円ということに関しては賛成でしたけれども、そういうところの反対が2名。1名の方からの意見はありませんでしたが、ありました。

○議長 秋成茂信君

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終わります。

討論に入ります。討論の方はありませんか。宮田精一議員。

○8番 宮田精一君

私は、今回提案されました25議案中、7議案について議案第57号、65号、67号、68号、69号、70号及び76号について、反対の立場から討論いたします。

まず、議案第57号であります。今回の税制改正で、高齢者は大きな負担を強いられております。これに追い討ちをかける今回の条例改正には賛成できませんので、この議案については反対いたします。

次に、議案第65号については、制度自体の問題点を指摘して反対いたします。議案第67号は、一般会計の決算についてであります。これについては、同和対策に係る予算計上に関して当初予算に反対しております。この立場から、この決算に反対いたします。

最後の68号、69号、70号及び76号については、当初予算において制度上の問題点を指摘して反対しておりますので、この立場から反対いたします。以上です。

○議長 秋成茂信君

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

日程第1 議案第53号から日程第4 議案第56号まで4件を一括採決いたします。各議案についての委員長報告はいずれも可決であります。

本案4件を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案4件は原案のとおり可決することに決しました。

日程第5 議案第57号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。ご異議がありますので起立により採決します。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第58号を議題といたします。

本案に対する委員長報告は継続審査であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって、議案第58号を閉会中の継続審査にすることは可決されま

した。

日程第7 議案第59号から日程第12 議案第64号まで6件を一括採決いたします。  
各議案についての委員長報告はいずれも可決であります。  
本案6件を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案6件は原案のとおり可決することに決しました。

日程第13 議案第65号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決でありますが、ご異議がありますので起立により採決します。本案を委員長報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第67号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は認定でありますが、ご異議がありますので起立により採決します。本決算を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって、本決算認定の件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第68号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は認定でありますが、ご異議がありますので起立により採決します。本決算を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって、本決算認定の件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第69号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は認定でありますが、ご異議がありますので起立により採決します。本決算を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって、本決算認定の件は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第70号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は認定でありますが、ご異議がありますので起立により採決します。本決算を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって、本決算認定の件は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第71号から日程第23 議案第75号まで5件を一括採決いたします。各議案についての委員長報告はいずれも認定であります。

本案5件を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案5件は原案のとおり認定することに決しました。

日程第24 議案第76号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は認定であります。ご異議がありますので起立により採決します。本決算を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって、本決算認定の件は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第77号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は認定であります。

本決算を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本決算は原案のとおり認定されました。

日程第26 意見書案第1号から日程第29 意見書案第8号までの4件を一括議題といたします。

関係常任委員長から審査の経過並びに結果の報告を願います。最初に、文教厚生委員長。

○5番 村田喜代子君

日程第26 意見書案第1号 次期定数改善計画の実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案の提出について、この分は、一応よく審議いたしまして賛成ということになりましたので、ご報告申し上げます。

次に、意見書案第5号について、文教厚生委員、私から出させて頂きました脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書案の提出について、継続分としてご報告申し上げます。結論といたしまして取り下げさせて頂きました。

文教厚生委員、皆さんの賛成を頂きましたが、理由といたしまして、6月議会においてあらゆる自治体から出されました。その中で賛成がほとんどでございましたので、もう少し遅かったと判断いたしまして取り下げました。1日も早く研究、治療、そして保険適用ができますことを祈っております。ご報告申し上げます。

○議長 秋成茂信君

次に、産業建設委員長。

○4番 爪丸裕和君

産業建設委員会に付託されました意見書案第7号 違法伐採への対応強化を求める意見書案の提出について審査をいたしました経過並びに結果について、ご報告いたします。

中身につきましては、森林をしっかり保護していくというものであります。

審査の結果は、全会一致で可決いたしました。以上、報告を終わります。

○議長 秋成茂信君

次に、総務委員長。

○11番 山本章一郎君

意見書案第8号は、公共交通機関の存続へ向けJR九州に係わる経営支援策等に関する意見書でございます。審査の結果は、全会一致で可決いたしました。

○議長 秋成茂信君

以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑の方ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の方はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終わります。

これより採決に入ります。

日程第26 意見書案第1号 継続分を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27 意見書案第5号 脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書案を議題といたします。先ほど、委員長報告のとおり本案については、提出者から議案の撤回の申し出がありました。

お諮りいたします。只今議題となっています意見書案撤回を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第5号の撤回は承認することに決しました。

日程第28 意見書案第7号及び日程第29 意見書案第8号の2件を一括採決いたします。

各意見書案についての委員報告はいずれも可決であります。

本案2件を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は原案のとおり可決することに決しました。

日程第30 請願第1号 継続分を議題といたします。

関係常任委員長から審査の経過並びに結果のご報告を願います。文教厚生委員長。

○5番 村田喜代子君

では、文教厚生委員会に付託されました請願第1号 教育基本法の理念を生かす意見書の提出を求める請願で継続分でございます。いろいろと審議させて頂きましたが、3対1で賛成多数であったため、採択すべきだと判断いたしました。委員会としては可決でございます。

○議長 秋成茂信君

以上で委員長報告を終わります。委員長報告に対する質疑に入ります。質疑の方ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の方はありませんか。中村勇希議員。

○7番 中村勇希君

私は、請願第1号の請願に反対の立場から討論いたします。

この請願は、本年3月に提出されました。福岡県教職員組合築上豊前支部長さんから提出されました。教育基本法を今のまま堅持して欲しいということであり、教育基本法を改正しないで欲しい。その意見書を豊前市議会として出して欲しいという請願であります。

この教育基本法は、昭和22年に制定されました。まさに連合国の占領下であり、GHQの影響を受けたというふうに言われております。いろいろな法律は、戦後、社会情勢やそして時代の流れにより改正がされております。まさに、60年間改正されなかった教育基本法は、今の時代に即しているかということ、なかなか、そうではないという意見であろうかと思っております。

また、世論調査におきましても、マスコミ、新聞社では、教育基本法改正に対して66%が賛成、反対が14.2%、NHKでは、教育基本法を改正すべきの賛成が72%、改正すべきでないが14%というように、国民の間でも改正すべきという意見が多くありました。そして、何よりも私の支持する自由民主党は、昭和30年の結党以来の悲願であったと言われております。今度の教育基本法は、現行11条から18条というふうに、今の時代に即した法律に改正されようとしております。今年の通常国会で提出がされ、そして継続審議、今度の秋、特別国会、臨時国会で審議がされることだと思っております。

私は、教育基本法を改正すべきという立場から、この請願に対して反対をいたします。

○議長 秋成茂信君

・永議員。

○16番 ・永宗彦君

私は、本請願の紹介議員でありますし、その立場から、採択した文教委員会の一人として、採択賛成の立場から討論をさせていただきます。



今議会で、文教委員会に付託されました経緯につきましては、先ほど委員長が申されました。7月31日に休会中でありましたが、あまり長く引き伸ばすことにもなるまいからということで、休会中に委員長の招集を受けて委員会審査をいたしました。審査の結果については、先ほど報告のとおり3対1で採択でございました。

只今、中村議員から反対の立場からの討論もございましたが、今の日本国憲法及び教育基本法は、日本の戦後60年、平和のうちに推移してきた、この国の進むべき道をしっかりと定めたものであります。局部的に考えれば、先ほどのようなご意見も出てくるわけで、これは理解できないことはありませんけれども、私自身、昭和10年生まれで、戦争末期のあの悲惨な状況を小学校高学年で迎えて、実際に戦争に参加しておりませんが、大変混乱しておりました日本の社会の中で、幼年期を過ごした経験からして、最近の情勢を見ますと、まさに戦争を具体的に進めていくというような、路線が敷かれようとしているのではないかとこのように危惧されております。

また、戦争を経験した皆さん、そして、心ならずも戦争で命を落とされた皆さん、或いは、戦災で落とされた一般国民、全ての人たちが望むのはただひとつ、平和の国が長く続くことである。これはもう断言できる話でございます。

そこで先ほどの発言者がおっしゃるように、政党が30年来の改正が悲願であるということもございましたでしょうけれども、そういう状況が国内に意見があることも承知する中で、やはり平和を守る運動が脈々と引き継いだわけでありまして。地方の政治においても、そのことこそが地方政治の根幹にあるべきだということも、これも当然の理屈であります。戦争のような混乱を引き起こし、それに巻き込まれていく多くの市民、国民が出るのが許されるような、そういう人間性というものはないと思っています。

昨日、東京地方裁判所が1つの判決を出しました。もう皆さんお読みになっていると思いますが、ある新聞が、1面トップに大きく出して国旗・国歌強制は違憲と報道されました。憲法に違反しているという判断が、第1審で示されたわけでありまして。

このことは戦後60年、様々な意見がありながらも、やはり人間社会が戦争のない、安心して、或いは、苦しさもあるかもしれないけれども、少なくとも戦争のない国として推移してきた、その規範として守られてきた日本国憲法の存在を、十分に認めた判決として、戦後60年、画期的な判決ではないかと思っております。

教育基本法は、この憲法と両輪の如く、日本国民、子ども達の教育を指し示した基本法でございました。ところが最近とみに、先ほどのような論理の展開者、具体的には、日本歴史教科書を書き換える会などというものが大きくうごめいて、そういう人達のうごめきの中から、東京都は、とみに国旗・国歌の強制を進めてきて、多くの教職員の犠牲者すら出している。ここは、まさに違憲状態であるという判決であります。

新しい国とか、或いは、世界に通用する国というような形の中で、憲法の見直し、教育基本法の抜本的な改正等々が、最近、大きな世論の1つになっておりますけれども、今私

達が子ども達に一番求めるものは、やはり必ず次の世代を担う子ども達に、平和の大切さを本当に心底から教え込んでいくというのが、教育の課題であろうと思うのであります。

60年近く続いてまいりましたその教育基本法を、愛国心はどうかと、愛国心がないが故に、今日の国民的な混乱があるのではないかと、というようなことを1点にしぼりながら、国旗を大事にし、国家を大事に歌っていこう。日本国民である以上、日本の国を愛しないものはいないと思います。日本の国土と、そして地域社会をしっかりと守っていこうというのが、国民の痛切な願いであります。

特に、戦争を経験したり、幼児期に戦争を体験した人たちは、特に、その思いが強い、その中における今回の請願書の提出でありました。新しい教育基本法につきしては、愛国心をとる政党もありましたけれども、愛国心では納得できないとあって、郷土と国を愛しというふうに言い換えてみたり、郷土と国を大切にしようと言い換えて見たりしておりますけれども、根本的には、教育基本法、つまり子ども達に対する、教育に対する指針そのものが、戦争のできる国、それにすら参加できる態勢、その心構え、気持をつくっていこうというのが、この憲法なり教育基本法改正の趣旨ということは断言できると思います。

そういう中であって、一方では、現憲法で示されております思想信条の自由、こういうものに対する大きな弊害をもたらすことも懸念されながら、今、学校現場、教職員の皆さんが県教委、市教委、教育委員会のかかなり圧力を受けながらも、やはり子ども達に自由にはつつとした精神の持ち主になって欲しいということで、教育を進めている段階であります。

○議長 秋成茂信君

・永議員さん。時間の制限はございませんけれど、簡明にお願いいたします。

○16番 ・永宗彦君

はい、分かりました。そういう状況でございまして、この国旗・国家の問題につきましては、学校長にすら裁量権が与えられてない。校長ですら、それに違反したとして厳しく指弾されるというような事態でございまして、かなり危険な状況に日本国が今あるということ、私は痛感するわけでありまして、文教厚生委員会は採択を決しましたが、その後、多くの議員の皆さん方に、是非これは否決しよう、不採択にしようという動きもございました。右翼とか左翼とかいうようなものを、そういうことで、ひとくくりにしなから、これに対抗するということは、極めてずさんな話ではないか。人間の心理と永久に望む夢と希望を叶えるための憲法であり、教育基本法であるということ、是非とも、ご理解頂きながら委員会採択のこの結果に、ご賛同頂ければ本当にありがたいなと思っております。

以上です。

○議長 秋成茂信君

渡邊議員。先ほど言いましたように、時間の制限はありませんが、ひとつ簡明にお願いいたします。

○6番 渡邊 一君

私は、この採択に反対する立場で意見を述べたいと思います。

平和の尊さは誰でも望むところです。その辺は十分生かして、教育基本法の改正がなれるべきだ、これは賛成ですけれど、最近の学校の現場の荒廃、これは小学校まで及んでいる。そして先生方の質の問題、いろいろ問題はあります。

特に、小学校の生徒の女の子が同級生を殺したとか、親をどうかという非常に倫理とか道徳という点で、非常に憂う現場があると思います。こういうことでは、国際社会に日本の国として、日本人として、大きく羽ばたくことは非常に危惧されることだと思います。ですから、どうしても今度は教育基本法をしっかりと討論・議論して頂いて、前向きに推進して頂きたいということから、私は、この採択に反対する立場で意見を述べさせていただきます。以上です。

○議長 秋成茂信君

他にありませんか。村田議員。

○5番 村田喜代子君

私は委員会の中では、委員長という立場で賛成・反対の中に入れていませんでしたが、今、永議員さんが右翼、左翼という言葉が使われましたので申し上げます。

私は右翼、左翼、関係なく中道の中で、公明党の議員として、このことに関して反対をいたします。というのが、昭和22年、戦争の済んだ後は食べるものも食べられない。

学校に行きたくても、行かれないという方たちを本当に学校にあげるため、また、教育いろいろな夢、いろいろなものをつけさせるための時だったと思うんです。ところが、現在は登校拒否とか、また少子化とか、いろいろな面で感謝とか思いやり、いろいろなものがなくなっております。日本の国土、社会を守っていこうと思わない方はいないと言いますが、少子化が、まず一番の表に現れた姿ではないでしょうか。

いろいろな面を考え合わせまして、私は本当の平和、今、平和が何なのかということを考えていき、今、中村議員、渡邊議員合わせた中での私も反対意見として申し上げます。

○議長 秋成茂信君

討論を終わります。

これより採決に入ります。本案に対する委員長報告は採択であります。ご異議がありませんので起立により採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

起立少数であります。よって、請願第1号を採択することは否決されました。

お諮りいたします。以上をもって、今定例会の会議に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、平成18年第4回豊前市議会定例会は、本日をもって閉会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、今定例会は本日をもって閉会することに決しました。

ここで市長から発言を求められていますので、許可します。市長。

○市長 釜井健介君

平成18年第4回定例会市議会を閉会されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。去る9月5日、開会されましたこの度の定例会市議会におきまして、議員各位には、今後の市政運営に必要な平成18年度の補正予算をはじめ重要案件につきまして、本会議並びに各委員会を通じて慎重にご審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第であります。

お蔭をもちまして、今回の提出案件のうち、議案第58号を除くすべてについて、ご議決を頂き誠にありがとうございました。厚くお礼申し上げます。

ここに成立いたしました補正予算並びに条例等につきましては、その施策を推進し、市政の一層の進展と住民福祉の向上に寄与してまいりたいと存じます。なお、ご審議の間に議員各位から賜りましたご意見、ご注意等につきましては、十分心して市政運営に努力してまいる所存でございます。

また、議会の初日に表明しました民営化を含む行政改革の推進を、これから精力的に進めていきたいと思っておりますので、よろしくご理解の程をお願い申し上げます。

議員各位には、さわやかな仲秋の季節を迎え、何かとご多忙なことと存じますが、何卒ご健勝で市政運営に深いご理解と、なお一層のご指導、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。閉会の言葉といたします。ありがとうございました。

(拍手)

○議長 秋成茂信君

それではこれで閉会いたします。

閉会 11時10分